千 葉 県 税 理 士 会 木 更 津 支 部

金融機関口座カード利用細則

木更津支部金融機関口座カード利用細則

（目的）

第１条　この細則は，千葉県税理士会木更津支部（以下「当支部」という。）規約第 30 条（支部細則の制定）に基づき，当支部の目的の達成に資するため，当支部が保有する金融機関口座のキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行し，円滑および適正に利用するために適用する。

（発行限度枚数）

第２条　当支部の保有するカードの発行枚数は２枚までとする。

（管理）

第３条　当支部の保有するカードの管理は経理部長が行う。

（暗証番号）

第４条　当支部の保有するカードの暗証番号の管理は経理部長が行う。

（利用者の範囲）

第５条　当支部の保有するカードの利用者は経理部長のみとする。

附　則

この細則は，平成 29 年 10 月 23 日から施行する。